○外務省令第十号

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

外務大臣　上川　陽子

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令（平成十五年外務省令第七号）の一部を改正する省令を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に掲げていないものはこれを新設する。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 一　商用渡航カード　第七条第一項（第九条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により外務大臣が電磁的記録（携帯電話端末又はこれに類する端末において動作するものに限る。以下同じ。）又は書面により交付する証明書 二　参加国等　アジア太平洋経済協力の参加国及び地域のうち、アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている短期間行われる貿易若しくは投資に関する交渉、業務連絡、市場調査、契約締結、納品後の役務又はこれらに関連する事業（以下「貿易等に関する事業」という。）に従事する者の商用渡航又は経済上の連携に関し、日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加する者の渡航のための証明書制度に参加しているもの 三　［略］ 四　交付申請者　本邦の商用渡航カードの交付を受けようとする者 五　［略］ （商用渡航カードの交付の申請） **第三条**　交付申請者は、次に掲げる書類及び写真を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（外務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と交付申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法又は郵便による送付により、外務大臣に提出して商用渡航カードの交付を申請しなければならない。ただし、急を要し、かつ、外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。 一　［略］ 二　交付申請者の写真 三　［略］ 四　雇用契約書の写しその他交付申請者の交付申請者を雇用する事業主に対する雇用関係を証する書類。交付申請者が事業主にあっては、事業主であることを証する書類。 五　交付申請者を雇用する事業主の登記事項証明書。交付申請者が事業主にあっては当該登記事項証明書。 六　交付申請者を雇用する事業主の決算書又は損益計算書の関係部分の写し。交付申請者が事業主にあっては当該決算書又は損益計算書の写し。	（定義） **第二条**　［同上］ 一　商用渡航カード　第六条第一項（第八条第二項、第十条第二項、第十条の二第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により外務大臣が交付する証明書 二　参加国等　アジア太平洋経済協力の参加国及び地域のうち、アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている短期間行われる貿易又は投資に関する交渉、業務連絡、市場調査、契約締結若しくは納品後の役務若しくはこれらに関連する事業（以下「貿易等に関する事業」という。）に従事する者の商用渡航又は経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加する者の渡航のための証明書制度に参加しているもの 三　［同上］ ［新設］ 四　［同上］ （商用渡航カードの交付の申請） **第三条**　本邦の商用渡航カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次に掲げる書類及び写真を、電子情報処理組織を使用する方法若しくは郵便により、又は外務省に出頭の上、外務大臣に提出して申請しなければならない。 一　［同上］ 二　交付申請者の写真二葉 三　［同上］ 四　雇用契約書の写しその他交付申請者の交付申請者を雇用する事業主に対する雇用関係を証する書類 五　交付申請者を雇用する事業主の登記事項証明書 六　交付申請者を雇用する事業主の決算書又は損益計算書の関係部分の写し